

水俣市エコショップ認定制度実施要綱

平成11年3月4日告示第6号

改正

平成27年3月31日告示第14号の2

令和3年3月29日告示第30号

水俣市エコショップ認定制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、営業、販売又は商行為において省資源、省エネルギー、ごみ（廃棄物）減量、リサイクル（再資源化）等に取り組み、環境への負荷の低減及び環境保全に努めている店舗、営業所その他店舗に類似する設備により物品を販売する商人等（以下「店舗等」という。）を水俣市エコショップとして認定し、広く市民に周知し、環境に良い暮らしへの理解を促し、転換を進めることにより、省資源、省エネルギー、ごみ（廃棄物）減量及びリサイクル（再資源化）等を図り、持続可能なまちづくりを推進することを目的とする。

(認定要件)

第2条 水俣市エコショップとして市長の認定を受けようとする者は、別表に掲げる分野の認定要件を4つ以上備えていなければならない。

(申込み)

第3条 店舗等が認定を受けようとするときは、申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(認定等)

第4条 市長は、前条の申込書を受理したときは、第2条の認定要件の該当項目について審査を行う。

- 2 市長は、前項の審査機関として、水俣市ごみ減量女性連絡会議を定める。
- 3 市長は、水俣市エコショップに認定したときは、認定証（様式第2号）及び表示ステッカー（様式第3号）を交付する。
- 4 認定期間は、認定日から3年間とする。

(水俣市エコショップの協力内容)

第5条 水俣市エコショップの認定を受けた店舗等は、前条の規定により交付を受けた表示ステッカーを店舗等の見えやすい場所に表示するとともに、認定要件となった事項の維持と改善に努め、環境への負荷の低減及び環境保全に努めなくてはならない。

(認定の取消し等)

第6条 市長は、水俣市エコショップが第2条の認定要件に基づく行為を止め
たとき又は不適合と認めるときは、認定の停止又は取り消しをすることがで
きる。

(調査)

第7条 市長は、水俣市エコショップの環境への負荷の低減及び環境保全に努
めるための活動状況を把握するため、1年に1回以上調査を行うことができ
る。

(責務)

第8条 市長は、店舗等を水俣市エコショップとして認定したときは、広報誌
その他広報媒体による広報、イベント等への活用により、周知に努めること
とする。

2 市民に対し、環境に良い暮らしへの理解を促し、転換を進めるため、市長
は審査機関とともに店舗等に対し、この要綱による制度等の周知に努めること
とする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年3月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和2年度までのエコショップ認定については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

水俣市エコショップ認定要件

認定要件	具体的な取組内容の例
①省資源の推進(ごみ減量)	簡易包装の推進
	食品トレイの削減
	お買い物袋（マイバッグ）、買い物かご利用促進
	食べ残しの持ち帰り推奨
	消費期限が近づいた商品の値引き販売
	小盛りメニューの導入
	3010運動の展開（宴会では最初の30分と最後の10分は料理を楽しむ時間にする運動）
②ごみの分別・リサイクルの推進	空き缶、空き瓶、紙パック、ペットボトル、トレイ等の店頭回収
	有機資源（生ごみ）のリサイクル
	段ボールや古紙のリサイクル（再生紙の利用）
	消費者へのリデュース、リユース、リサイクル呼びかけ
③環境に配慮した商品の取扱い	環境配慮型製品（環境にやさしい商品、再生商品）の販売、コーナー設置等
	有機、減農薬農産物の販売・提供
	地元産農林水産物の販売
	グリーン購入等の推進
	詰め替え商品の販売
④省エネルギーの推進	節電などによる省エネ推進
	燃料使用量の削減
⑤その他環境に配慮した取組	環境に関する社員研修等の推進
	環境に関する情報の発信
	取扱い商品の修理等の実施
	ガレージセール、フリーマーケット等の企画・実施
	環境マネジメントシステムの認証等取得
	その他ごみ減量・リサイクルに配慮した取組推進
	再生可能エネルギーの導入